

様式第4号（第7条関係）

令和5年12月1日

対馬市長 比田勝 尚 喜 様

対馬市政治倫理審査会
会長 俵 二三昭



調査報告書

令和5年10月2日付け5対議第74号で議員10名に対する調査請求のあった、対馬市政治倫理条例第3条関係に係わる調査結果を、同条例第11条第4項の規定により報告します。

記

1 調査請求内容

(1) 以下の調査対象議員10名は、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）が費用の多くを負担する視察旅行に参加したことが対馬市政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第4号に規定する企業団体等からの寄附及び金品の授受にあたり、その行為が条例違反であるというもの。

（調査対象議員）

糸瀬雅之議員、陶山莊太郎議員、神宮保夫議員、島居真吾議員
入江有紀議員、船越洋一議員、小宮教義議員、上野洋次郎議員
作元義文議員、春田新一議員

(2) 請願審査特別委員会の審議の過程において、参考人招致に係る委員長提案など一連の行為が条例第3条第1項第6号に違反するというもの。

2 調査結果

(1) 審査の状況

当審査会は、令和5年10月16日に第1回政治倫理審査会を開催し、正副会長の選出を行った。また、8名の委員のうちの1名が調査請求書に添付された署名簿に署名したことを確認したので、審査の公平性・公正性を確保するため、当該審査から外すことを決定したうえで、調査請求者から請求の趣旨説明を求めた。

その後、第2回を同月30日、第3回を11月1日、第4回を11月14日を開催し、調査対象議員10名の調査請求内容に対する弁明の機会を設定し、あわせて事情聴取を行った。さらに、審査の過程で判明した調査対象議員以外の3名の議員についても審査会での決定を踏まえ、事実確認のため、審査会への出席を求めるなど聞き取りを行い、11月27日の第5回の審査会を経て判断を行った。

(2) 審査会の判断

本書1(1)は、条例第3条第1項第4号に違反する。

本書1(2)は、条例第3条第1項第6号に違反するとはいえない。

(3) 判断の理由

ア 機構は「企業団体等」に当たるか

機構は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律により設立された法人で、その事業費は、電力会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原燃（株）等から納付される拠出金とその運用益によって賄われている団体である。一定程度国の関与が必要な事業を担う独立行政法人や、また、特殊法人、認可法人及び特別の法律により設立される民間法人にも当たらぬものであるが、法人である以上、「企業団体等」に当たると判断する。

イ 施設見学への参加が「政治活動に関し」たものに当たるか

費用負担を受ける側の議員は、公職者としての側面とともに私人としての側面を持ち合わせてはいるものの、機構が直営で実施したとする施設見学に参加したことは、個人の活動としての側面が全くないとはいえないものの、公権力とされる請願の決議権を有することを無視して判断することはできない。また、聞き取りにおいても議員としての知見を深めるために参加したものの認められ、政治活動に關したものに当たると判断する。

ウ 施設見学の費用負担が「寄附」に当たるか

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいうと規定され

ている。また、財産上の利益とは、金銭、物品に限らず、また有体物、無体物の如何を問わない。電気、熱、光等はもちろん、債務の免除、金銭、物品の貸与、労務の無償提供等、おおよそこれを受けるものにとって財産的価値があると解釈されるところ、施設見学の費用負担は財産上の利益の供与であり、寄附に当たると判断する（政治資金規正法（以下「規正法」という。）第4条第3項参考）。

エ 「政治的又は道義的批判を受けるおそれ」に当たるか

特定放射性廃棄物の最終処分場の文献調査受け入れに関する政治的評価の分かれる施策に関して、推進を図る立場と評価される機構から、寄附を受けることは、市民全体の利益を図るものではなく、機構の利益を図るおそれがある関係性を有するのではないかとの懸念を生じさせるものである。

さらに、調査対象者が機構から施設見学の費用負担を受けることは、その他団体からの、政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附として、規正法第21条第1項及び第22条の2に違反する疑念もある。

以上から、機構からの施設見学の費用負担は、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に当たると判断する。

オ 委員長提案など一連の行為が条例違反に当たるか

本書1の（2）に関しては、請求者の指摘を請願審査特別委員会会議録及び会議録画で確認したところ、最終処分場の誘致推進の立場にある特定団体のみの参考人を招致するという委員長提案はなく請求者の事実誤認である。

また、その他一連の行為についても認定事実のとおりであり、それだけをもって直ちに条例違反に当たるとはいえない。

しかし、請願審査特別委員会の審議の過程において、請願への賛否の意見が交わされる中でやや拙速と思われる場面があったことは否めない。

（4）認定事実

（調査対象議員）

①調査請求のあった市議会議員10名に3名を加えた計13名の議員が令和3年10月から令和5年4月までの期間において、機構が直営で実施したとされる北海道幌延町、青森県六ヶ所村に所在する最終処分関連施設の施設見学に参加した。

②施設見学に要する経費については、交通費、宿泊費を機構が負担し、食費については参加者の個人負担であった。

③旅行期間中の食事代として、その都度支払ったという議員もいたが、大半の

議員は精算方式で一人1万5千円から2万円を負担したとの回答であったが、領収書や明細等の資料もなく、実際の精算額などは確認できなかった。

④調査請求者からの聞き取りで議員と機構職員との会合が重ねられたとの情報があり、13名の議員に対し、聞き取りを行い、多くの議員から明確な回答は得られない中、複数の議員から請願書の紹介議員を振り分ける目的で参集した会合があったとの回答があった。

⑤令和5年5月31日開催の意見交換会の会議次第資料を示し、確認したが、会議の目的なども記憶にないという回答が多い中、4月25日の会議において紹介議員の振り分けができたので、その場で請願書に押印するためではないかとの回答もあった。

⑥複数の議員から請願書の紹介議員を振り分ける目的で機構職員を含めた会合が5月31日に開催されたとする回答があった。

⑦請願の紹介議員となる場合は、議会事務局職員に依頼し事務局保管の認印を押印してもらうことが慣例であると多くの議員から回答があった。

(機構)

①交通費、宿泊費、旅行保険料など施設見学に必要な経費を負担しているとの回答を得た。

②基本的に、機構職員が施設見学に帯同していた。

③機構側からも食費に係る個人負担金の内訳などの資料を得ることはできなかつた。

④今回、議員が参加した施設見学は、一般財団法人日本原子力文化財団の学習支援事業ではなく、企画・運営については機構直営で実施しているとの回答であった。

(議会事務局職員)

①6月16日の議会運営委員会において、今回の請願審査は特別委員会を設置し、審査することを決定した。

②請願書への紹介議員の押印については、今回提出されたどの請願書に議会事務局保管の認印を押印したかは把握していない。

③寿都町長、神恵内村長に対し、文献調査受入れ後のメリット・デメリットについて文書で要請したことは、文献調査受入れの先行自治体としての位置づけを行い、委員会には諮らず、委員長、副委員長の裁量で決定した。

④参考人招致は平等に行うことを決定しながら、寿都町長、神恵内村長へのメッセージの要請に対し、誘致反対の議員からの反対する側の意見の採用申出を新たな問題として、直ちに採決したことは委員長裁量であるとのこと。

3 審査会の意見

条例第3条第1項第3号の規定では、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、条例第8条に定める審査会に自ら出席し、潔い態度をもって疑惑の解明に協力し、その責任の所在を明らかにしなければならないとあるが、審査会に出席した議員のうち、資料を持参のうえ資料を確認しながら審査会委員からの質問に回答した議員等もいたものの、ほとんどの議員は、自己の曖昧な記憶に頼った回答に終始し、審査会委員からの質問に対して回答を拒否したり、何ら準備せず審査会に臨むなど、条例第12条に規定する努力義務違反に当たると取れるような場面も見られた。この状況は、潔い態度をもって疑惑の解明に協力したとは甚だ疑問である。

なお、当該審査において、調査対象議員以外の3名（坂本充弘議員、黒田昭雄議員、小田昭人議員）についても機関の費用負担による施設見学に参加したことを確認しております、調査対象議員と同様に条例に違反するものとなる。

政治倫理とは、議会活動に限定されない政治家としての行為規範であり、政治的批判のみならず道義的批判に晒されることがないよう自らを律し、その地位と名誉を害するような一切の行為を慎まなければならない。

議員は、自己の置かれた立場を厳しく認識した上で、市民からの不信・疑念を抱かれることのないよう、高い政治倫理意識をもって議員活動に取り組み、市民の負託に応えることを切に希望するものである。